

令和5年度十津川紀の川直轄管理事業
下湊頭首工取水口堆積土砂撤去工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則	令和 5 年度十津川紀の川直轄管理事業 下湊頭首工取水口堆積土砂撤去工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/koujigyomu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第 2 章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所において管理する下湊頭首工の円滑な維持管理に資するため、下湊頭首工の堆積土砂の撤去を行うものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡大淀町下湊地内（下湊頭首工右岸）	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 土砂撤去工 一式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 98 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 26 日（工事完了期限日）まで ※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項 目	内 容	備 考										
第 3 章 施工条件 1. 施工条件	(1) 作業上、ゲートを上下させる必要が生じた場合は、監督職員に報告し指示に従うこと。 (2) 前項の運転操作に必要な電力は発注者の負担とする。 (3) 導水路内の土砂撤去は人力のみとし、導水路内に重機が入らないようにすること。											
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 13 日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を含んでいる。											
第 4 章 現場条件 1. 土質	本工事の施工場所の土質については、下洩頭首工右岸取水口及び導水路内の堆積土砂は砂質土（河床砂礫）を想定している。											
2. 関連業務及び工事	本工事に関連する次の業務等を予定しているので、監督職員及び関連業務等の責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 (1) 令和 5 年度十津川紀の川直轄管理事業大迫ダム他ゲート設備点検整備業務 (実施予定時期 令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月)											
3. 第三者に対する措置	(1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 (2) 交通誘導警備員の配置は下表のとおり配置することとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>右岸側進入路地点</td><td>1 名／日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></tbody></table> (3) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	右岸側進入路地点	1 名／日	1 名	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無								
右岸側進入路地点	1 名／日	1 名	昼間	無								
第 5 章 指定仮設 1. 仮締切工	(1) 下洩頭首工導水路内の土砂撤去工の施工に先立ち、仮締切工を設置し、止水しなければならない。 (2) 仮締切工の施工時期については、監督職員が指示するものとする。 (3) 仮締切工の位置、規模、構造は図面のとおりとする。また、導水路仮締切工で使用する角材は貸与するものとするが、保管場所からの運搬は受注者にて行うこととする。 角材保管場所：頭首工左岸の奈良県下市取水場敷地内 (4) 導水路仮締切工の設置、撤去は頭首工の水位を低下させている 2 時間以内に実施することとする。											

項 目	内 容	備 考															
2. 水替工	工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 導水路内 $Q_{\max}=120\text{m}^3/\text{h}$																
3. 導水路保護工	(1) 下洩頭首工右岸側における土砂掘削・運搬時の重機使用をふまえ、図面に示す範囲に敷鉄板を設置し、導水路を保護することとする。また、敷鉄板で保護されていない部分への重機の通行は行わないものとし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 (2) 導水路上を走行する重機は不整地運搬車 1.0t 級、バックホウ山積み 0.08m ³ 級以下とする。これ以外の重機を走行させる場合は監督職員と協議するものとする。																
第 6 章 工事用電力	本工事に使用する電力設備および電気料金は受注者の責任において準備するものとする。																
第 7 章 施工																	
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、受発注者の協議により変更する場合がある。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																
	<table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">土砂撤去工</td><td>堆積高</td><td>土砂撤去前</td><td>導水路 10m おきに 1 箇所測定</td></tr><tr><td>撤去状況</td><td>土砂撤去後</td><td></td></tr><tr><td>指定仮設工 (導水路保護工)</td><td>敷鉄板枚数</td><td>設置完了時</td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期・頻度	備 考	土砂撤去工	堆積高	土砂撤去前	導水路 10m おきに 1 箇所測定	撤去状況	土砂撤去後		指定仮設工 (導水路保護工)	敷鉄板枚数	設置完了時		
工 種	確認内容	確認時期・頻度	備 考														
土砂撤去工	堆積高	土砂撤去前	導水路 10m おきに 1 箇所測定														
	撤去状況	土砂撤去後															
指定仮設工 (導水路保護工)	敷鉄板枚数	設置完了時															
2. 土砂撤去工	(1) クレーンの設置場所 下洩頭首工右岸で使用するクレーンの設置場所は、図面に示す場所を想定している。 (2) 取水口ゲート 取水口及び導水路内の土砂撤去時は、取水口ゲートの操作を行う必要があるので、監督職員と密に連絡を取りながら作業を行うものとする。 (3) 土砂撤去 撤去範囲等は監督職員と協議するものとする。また、撤去した土砂は、図面に示す場所に撒き出すものとする。 (4) その他 作業に当たり、頭首工等の既存構造物に損傷を与えないように留意しなければならない。損傷を与えた場合は、受注者の責において復旧するものとする。																

項 目	内 容		備 考		
3. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法		
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
第 8 章 支給材料					
1. 支給材料	支給材料は次のとおりである。				
	品 名	規格	単位	数量	備考
	角材	L=5.0 W=150*200	本	20	
2. 引き渡し場所	奈良県吉野郡下市町新住 533-1 奈良県下市取水場敷地内				
3. 引き渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。				
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から下流域首工右岸までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。				
第 9 章 施工管理					
1. 主任技術者等の 資格	主任技術者の資格は、入札公告によるものとする。				
第 10 章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が契約図書等と異なる場合、あるいは、契約図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 土質 (2) 転石の出現 (3) 排水量 (4) 河川の流況 (5) 関連業務及び工事との調整によるもの				

項 目	内 容	備 考
第11章 その他 1. 電子納品 2. 週休2日による 施工	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R等）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） （1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 （4）監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 （5）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。	

項 目	内 容				備 考
第 12 章 定めなき 事項	①補正係数				
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
	現場閉所率	28.5%(8 日 /28 日)以上	25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日)以上 25%未満	
	労務費	1.05	1.03	1.01	
	機 械 経 費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	
	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	
	現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05	
	②補正方法				
	当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。				
	また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。				
この仕様書に定めのない事項、又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする					

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。